

重 要 事 項 説 明 書

1 事業所の概要

事 業 所 名	有限会社 訪問看護ステーションモモ		
所 在 地	旭川市北門町22丁目2168-131		
提供可能サービス 及び 介護保険事業所番号	訪 問 看 護	0162990261号	
管理者及び連絡先	サービス種類	氏 名	連 絡 先
	訪 問 看 護	青木 智香子	(0166) 52-2252
サービス提供地域	訪 問 看 護	旭川市内、鷹栖町、比布町、当麻町	

2 目的および運営方針

かかりつけの医師が、指定訪問看護の必要を認めた利用者様に対し、利用者様の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。

3 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	訪問看護事業	1名 看護師 1名
看 護 師	訪問看護事業	30名 常 勤：看護師 22名、准看護師 3名 非常勤：保健師 1名 看護師 2名、准看護師 2名
その他専門職	訪問看護事業	精神保健福祉士 1名 理学療法士 1名 作業療法士 1名
事 務 員	事務業務全般	3名 R7.5 改

4 営業時間

サービス種類	平 日
訪 問 看 護	8 : 30 ~ 17 : 30

(注) 緊急時には24時間対応可能です。

※ 休日は祝日法に定められた日、及び土曜日・日曜日となります。

※ 例外として12月31日 1月1.2日 8月15日も休日扱いになります。

5 利用者様負担金

(1) 訪問看護料金

医療保険・介護保険に基づく訪問看護利用料は、別紙添付の訪問看護料金表に記載しております。

保険適用外は30分につき、4,000円になります。

(2) その他

※利用者様負担金は、現金払いもしくはゆうちょ銀行での自動払い込みでお支払いをお願い致します。(月1回定められた日) 振替手数料は利用者様負担でお願い致

します。

- ※ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額利用者様負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者様の同意を得ることとなります。）

6 キャンセル

- (1) 利用者様がサービスの利用を中止する場合には、速やかにご連絡下さい。
全体窓口（連絡先）電話：0166-52-2252
- (2) 利用者様の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用日の前々日までにご連絡下さい。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けれる事になりますので、ご了承下さい。（ただし、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は不要です。）
- (3) キャンセル料は、利用者様負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無 料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の 50%
サービス利用日	利用者負担金の 70%

7 当訪問看護ステーションのサービス方針等

- (1) 地域に根ざした地域のための看護師であること。
- (2) 地域住民の健康の維持増進をはかるため、常に謙虚に学習・研究を怠らないこと。
- (3) 利用者様の立場にたち、優しさをモットーに在宅療養のお手伝いが出来ること。
- (4) 居宅サービス計画に沿った看護計画を立案し、利用者様・御家族様と共有を図り看護を提供する。

8 事故発生時の対応

- (1) 主治医に電話で報告し、指示を仰ぐ。病院に搬送する場合は了解を得てご家族様の車、またはタクシーで搬送する。急を要する場合は救急車を呼ぶ。
- (2) 事故の発生状況、対処方法、現在の状況を正確にわかりやすく説明する。
- (3) 事故によっては現状を保全し記録に留め、警察・市町村・保険会社等への届出、連絡を行う。
- (4) 事故によって与えた損害については誠意を持って損害賠償を行う。

9 緊急時対応

- (1) 看護師は、訪問看護中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- (2) 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

10 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

有限会社 訪問看護ステーションモモ
代表取締役社長 辻 紀子
所 長 青木 智香子
TEL (0166) 52-2252
FAX (0166) 52-2141

- 公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

旭川市介護高齢課相談窓口
旭川市6条通9丁目 旭川市役所本庁舎
TEL (0166) 25-6485

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館

TEL (011) 231-5175

11 当社の概要

名 称 ・ 法 人 種 别	有限会社 訪問看護ステーションモモ
代 表 表 者 名	代表取締役社長 辻 紀子 所 長 青木 智香子
本 社 所 在 地 ・ 電 話	旭川市北門町22丁目2168-131 0166-52-2252
業 務 の 概 要	・訪問看護事業
事 業 所 数	・訪問看護ステーション